5　国立アイヌ民族博物館設立推進調査官は、国立アイヌ民族博物館の設置に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

（国際文化交流室）

第八十一条　文化経済・国際課に、国際文化交流室を置く。

2　国際文化交流室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

3　国際文化交流室に、室長及び国際文化交流調整官一人を置く。

4　国際文化交流調整官は、命を受けて、国際文化交流室の所掌事務に係る重要事項についての調整に当たる。

（日本語教育専門官）

第八十二条　国語課に、日本語教育専門官一人を置く。

2　日本語教育専門官は、外国人に対する日本語教育の振興に関する専門的事項（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

（著作物流通推進室及び国際著作権室）

第八十三条　著作権課に、著作物流通推進室及び国際著作権室を置く。

2　著作物流通推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　著作物、実演、レコード、放送及び有線放送（以下この条において「著作物等」という。）の利用の円滑化に係る施策についての企画及び立案に関すること。

二　［略］

3　著作物流通推進室に、室長及びデジタルコンテンツ流通専門官一人を置く。

［条を加える。］

（著作物流通推進室及び著作権電子取引専門官）

第八十条　著作権課に、著作物流通推進室及び著作権電子取引専門官一人を置く。

2　著作物流通推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　著作物、実演、レコード、放送及び有線放送（第四項及び第五項において「著作物等」という。）の利用の円滑化に係る施策についての企画及び立案に関すること。

二　［略］

3　著作物流通推進室に、室長並びに国際流通推進専門官及びデジタルコンテンツ流通専門官それぞれ一人を置く。

［条を加える。］

4　デジタルコンテンツ流通専門官は、電磁的な方式により流通する著作物等の円滑な利用に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

5　国際著作権室は、著作者の権利、出版権及び著作隣接権（以下この条において「著作権等」という。）に関する条約その他国際協力に関する事務をつかさどる。

6　国際著作権室に、室長並びに文化国際交渉専門官及び海賊版対策専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

7　文化国際交渉専門官は、命を受けて、著作権等に関する条約その他の国際約束に関する交渉に係る専門的事項についての連絡調整に当たる。

［項を削る。］

8　海賊版対策専門官は、海外における著作権等の侵害に係る各国政府との協議その他の防止対策に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

［条を削る。］

［項を加える。］

［項を加える。］

4　国際流通推進専門官は、著作物等の海外における利用の円滑化に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

［項を加える。］

5　デジタルコンテンツ流通専門官は、電磁的な方式により流通する著作物等の円滑な利用に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

6　著作権電子取引専門官は、著作物の利用に係る電磁的な方式による取引に関する専門的な事項についての企画及び立案に当たる。

［項を加える。］

（国際文化交流室並びに文化国際交渉専門官及び海賊版対策専門官）

第八十一条　国際課に、国際文化交流室並びに文化国際交渉専門官及び海賊版対策専門官それぞれ一人を置く。

2　国際文化交流室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。

二　文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（著作者の権利、出版権及び著作隣接権に関するもの並びに文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。